

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	砂防課	整理番号	3-401
許認可等の種類	砂防指定地内の行為、砂防設備占用の協議			
根拠法令条例等・条項	長野県砂防指定地管理条例第5条、第12条第2項			
許認可等の概要	砂防指定地内における制限行為、砂防設備占用に対する協議			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>(参考)</p> <p>① 申請された行為の内容が、当該土地の砂防指定地に指定された理由及び現況から判断して、土地の形質の変更等により砂防設備の設置、機能の維持に支障を生じさせ、土砂の生産・流出を発生若しくは増幅させ、又は竹木の伐採等により竹木が有する土砂崩壊防止等の機能を減少させる等、治水上砂防に悪影響を及ぼすものではない場合は許可するものとする。</p> <p>なお、宅地、ゴルフ場等の造成など、その行為の性格からみて治水上砂防に著しい悪影響を及ぼすおそれのある行為については、別に定める技術的基準に適合しなければならないこと。</p> <p>② 砂防設備の埋没等の内容を含む行為については、治水上砂防に悪影響を及ぼすものではない場合であって、当該行為を行うにつきやむを得ないと認められる相当の理由があり、かつ、必要に応じ当該砂防設備の埋没等により阻害された治水上砂防の機能を回復させるための代替措置が講じられる場合に許可することができるものであること。</p> <p>③ 砂防設備を占用する行為については、治水上砂防に悪影響を及ぼすものではない場合であって、申請者が申請に係る事業を遂行するための能力及び信用を有する者である場合に許可することができるものであること。</p>			
基準の制定根拠	<p>①②③行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日建設省河政発第52号)</p> <p>④砂防設備占用許可事務取扱い要領第2</p>			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	3週間または6週間。			
期間の制定根拠	行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日建設省河政発第52号)			